

平成30年度 木材製品需要拡大技術導入事業 募集要領

1 趣 旨

木材製品需要拡大技術導入事業（以下「本事業」という。）は、本県の豊富な森林資源を循環利用し、森林環境の適正な保全と持続可能な社会づくりを進めるため、県産材の需要拡大に向けた新用途・新技術の開発や普及啓発活動に係る事業計画（プロジェクト）の提案を公募し、そのうち優れた事業提案に対し、県の定める予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 募集する事業の種類

次の各号に掲げる事業であって、単年度で成果が得られ、木材製品の需要拡大に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定されたものを補助の対象とします。

- (1) 木材製品の新たな用途・新技術に係る実証・試験・開発・設計
- (2) 木材製品の新たな用途・新技術の普及啓発
- (3) その他知事が必要と認めるもの

※木材製品には、木質バイオマスを利用した製品（樹皮やオガ粉、精油成分等を由来とする製品）も含まれます。

3 応募者の要件

本事業に応募し、補助金の交付を受けようとする者は、次の要件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 県内に主たる営業所又は工場等の事業所を有する者であること。
- (2) 法人又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- (3) 県内の森林から生産された木材（以下「県産材」という。）を活用する取組又は活用に向けた取組を行う者であること。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

- (1) 木材製品の新たな用途・新技術に係る実証・試験・開発・設計
 - ア 新用途・新技術に係る設計
 - イ 新用途・新技術の実証に必要な部材等の試験
 - ウ 実証データの分析
 - エ 試験体の作成
 - オ 試験体の性能等の調査に係る試験
 - カ 木質部材・工法等の高品質化・生産性向上等に向けた調査・試験
 - キ 木質部材・工法等の設計基準・設計手法・施工マニュアルの作成
 - ク 県産材を利用した新製品開発・試験研究
 - ケ 上記ア～クのほか、(1)の事業実施に関して知事が必要と認めるもの。

(2) 木材製品の新たな用途・新技術の普及啓発

ア 新たな用途・新技術の普及啓発活動

イ 関係者の技術的知見を深めるための現地検討会・講習会等の開催

ウ 上記ア、イのほか、(2)の事業実施に関して知事が必要と認めるもの。

(3) その他知事が必要と認めるもの

上記(1)、(2)のほか、木材製品の需要拡大に関して知事が必要と認めるもの。

(4) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技 術 者 給	技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。 また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
謝 金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
旅 費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資材購入費、修繕料等とする。
役 務 費	通信運搬費、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費、実証に必要な認証申請等の手数料等とする。
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具、試験器具・機械等の借料及び損料とする。
施 設 整 備 費	性能試験及び実証展示等に係る設計費、施工費用、部材・部品費用、その運搬等に要する経費とする。

5 補助対象外の経費

事業実施に必要な経費であっても、以下の経費は対象となりません。

(1) 不動産取得に関する経費

(2) 通常の企業・団体等運営に伴って発生する事務経費

(3) 当該事業に含まれる消費税及び消費税相当額

6 補助金の額、補助率

1, 0 0 0千円以上3, 0 0 0千円以内（補助率:10/10以内）

7 事業実施期間

補助金の交付決定日～平成31年3月22日（金）

8 募集期間、応募方法等

(1) 募集期間 平成30年4月9日(月)～平成30年5月11日(金)

ア 郵送の場合は、5月11日の消印のあるものに限り有効。

イ 持参の場合は、5月11日の17時までに応募先で受付したものに限り有効。

(2) 応募方法

応募書類は、応募者の所在地を所轄する以下の応募先まで郵送又は持参により提出してください。

(3) 応募先

区分	応募先
県北地方	県北農林事務所 森林林業部 林業課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-2632 (県庁北庁舎5階)
県中地方	県中農林事務所 森林林業部 林業課 〒963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1367 (郡山合同庁舎内)
県南地方	県南農林事務所 森林林業部 林業課 〒963-6123 東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2123 (棚倉合同庁舎内)
会津地方	会津農林事務所 森林林業部 林業課 〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5734 (喜多方合同庁舎内)
南会津地方	南会津農林事務所 森林林業部 林業課 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5375 (南会津合同庁舎内)
相双地方	【相馬市、南相馬市、相馬郡管内】 相双農林事務所 森林林業部 林業課 〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-4305 (南相馬合同庁舎内)
	【双葉郡管内】 富岡林業指導所 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553-2 TEL 0240-23-6084 (富岡合同庁舎内)
いわき地方	いわき農林事務所 森林林業部 林業課 〒970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6193 (いわき合同庁舎内)

(4) 事業全般の問い合わせ先

福島県農林水産部 林業振興課 (木材利用担当)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 (県庁西庁舎6階)

TEL : 024-521-7432 FAX : 024-521-7908

(5) 応募書類

提出部数は、次のア・オを各2部、イ・ウ・エを各5部（いずれも正本1部、残りは副本）とします。

ア 木材製品需要拡大技術導入事業応募書（様式1）

イ 提案概要書（様式2）

ウ 事業計画書（様式3）

エ 経費内訳書（様式4）

オ その他添付資料

○登記事項証明書等

法人の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本の写し

団体の場合は、定款又は規約等の写し

○財務諸表（直近2か年分）

貸借対照表及び損益計算書（又は正味財産増減計算書）

（6）提出にあたっての注意事項

ア 提出した応募書類は、返却いたしません。

イ 応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

ウ 応募要件を有しない者が提出した応募書類は無効とします。

エ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。

○他の補助金の交付を受けた取組又は受ける予定のある取組

○本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取組

9 補助金交付予定者の選定等

（1）審査方法

審査委員会（非公開）において、書類審査及び応募者へのヒアリングを行い、補助金の交付予定者を選定します。

ヒアリングでは、各応募者から提案内容を説明いただき、質疑応答を行います。

なお、審査委員会は、5月下旬頃に実施する予定です。詳細は、各応募者へ通知します。

（2）審査の観点

先導性、波及性、実現性、地域貢献度などについて審査を行い、評価の高い順から選定します。

（3）審査結果の通知

選定の結果（採択・不採択）を各応募者に通知します。

なお、条件付きの採択となる場合があります。

（4）採択の取消

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

10 補助金交付申請等の手続き

補助金額を内示する際に補助金交付申請に必要な手続き等についてお知らせしま

す。この内容に従い速やかに手続きを行う必要があります。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業完了の日から1か月以内又は平成31年3月29日（金）のいずれか早い日までに提出していただくこととします。

1.1 取組成果の活用状況の報告等

事業実施年度の翌年度から起算して3年間、本事業により開発・普及を行った新用途・新技術を活用した製品の販売実績や他社への波及状況について報告いただきます。

また、事業成果発表会等での発表や製品展示会等への出展を求めることがあります。

*** 本事業は、福島県森林環境基金を活用して実施しています。 ***